

令和8年1月23日

一般競争入札公告

社会福祉法人 三恵会
理事長 皆川 慎一郎

社会福祉法人三恵会が発注する「特別養護老人ホーム三恵苑 省エネルギー事業（令和7年度 国土交通省 既存建築物省エネ化推進事業）」について、下記のとおり公告します。

記

1. 入札対象工事

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム三恵苑 省エネルギー事業
(令和7年度 国土交通省 既存建築物省エネ化推進事業)
- (2) 工事場所 埼玉県さいたま市西区中釣2219-4
特別養護老人ホーム三恵苑
- (3) 工事種別 改修工事
- (4) 工事内容 空調・照明設備更新及び外皮（天井裏断熱・二重サッシ）改修工事
- (5) 工期 令和8年4月6日～令和8年12月18日

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除

3. 入札参加資格等

- (1) 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、建築工事業で搭載されており建築及び管の格付けがAランク以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有する者。

- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連の企業でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において当法人の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。
- (8) 自社にて申請代行を一括して対応できる者であること。
- (9) 過去3年間で、「国土交通省 既存建築物省エネ化推進事業」の申請代行業務を、9件以上実施している者。
- (10) 事業完了後、2年間の成果報告業務まで実施できる者であること。

4. 一般競争入札参加資格申請書の提出

- (1) 受付日 公告の日から令和8年2月2日（月）
- (2) 受付時間 午前9：00から午後5：00迄 ※ただし、土日は除く。
- (3) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格申請書（書式あり）
 - ②会社案内
 - ③建設業許可通知書（写し）
 - ④令和7・8年度埼玉県格付等級を証明するもの
 - ⑤担当者の名刺（メールアドレス記載のもの）

※提出した書類は、返却しません。
- (4) 提出方法 持参（事前連絡必須）
- (5) 提出・問合せ先
社会福祉法人三恵会 特別養護老人ホーム三恵苑 担当：皆川
〒331-0077 埼玉県さいたま市西区中釣2219-4
TEL：048-622-6727 FAX：048-625-2103

5. 一般競争入札参加資格通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について、令和8年2月5日までに書面もしくはメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には、設計図書、質疑書、入札書等書式、図面仕様書等を郵送もしくはメールにより配布する。（現場説明会は行わない）

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和8年1月23日（金）
- (2) 参加締切日時 令和8年2月 2日（月）
- (3) 設計図書配布日 令和8年2月 5日（木）
- (4) 質疑応答提出日 令和8年2月12日（木）
- (5) 質疑応答回答日 令和8年2月19日（木）
- (6) 入 札 日 令和8年3月 2日（月）午前10時～

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で落札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（この場合の入札は2回まで実施するものとする）なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できない者とする。また、入札者が1者でも入札を行う。その場合は、1回のみとする。
- (3) 上記（2）によって落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合
 - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - 条件3：入札に当っての条件等を変えることは認められないこと
 - 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者が署名捺印すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 契約方法及び工事代金の支払条件等

(1) 契約方法

- ①契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、市から指導があった場合にはこれに従うこと。
- ②契約の締結は、当法人の理事会での議決を受けた後とすること。

(2) 工事代金の支払い条件

- ①適法な請求書を受理した日から30日以内に支払い。
※ただし、金額割合等は、事前打ち合わせの上、決定する。

9. 入札に当つての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること
- (2) 落札決定にあたつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申しでること。
- (4) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (5) 入札にあたつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行つてはならない。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③談合その他不正行為があつたと認められる入札
 - ④虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤入札後に辞退を申し立て、その申し立てを受理された者がした入札
 - ⑥次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印がないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
 - ⑦前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

10. その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、国、県等による検査の為に必要な書類等の作成に協力を要するものとする。
- (3) 工事費等算出にあたり、必要に応じ、事前に現地確認を実施すること。なお、現地確認にあたつては、事前に電話により連絡をすること。

以上